

松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行事業評価検証業務委託  
プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行評価検証評価検証業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 名称

松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行事業評価検証業務

(2) 履行期間

契約の日から令和9年3月26日まで

(3) 契約上限額

7,050千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務の内容

別紙「松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行事業評価検証業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 スケジュール

令和8年6月 5日（金）	公告
6月15日（月）	質問提出期限
6月18日（木）	質問回答期限
6月24日（水）	参加表明書等の提出期限
7月 8日（水）	技術提案書等提出期限
7月15日（水）	第一次審査（書類審査）※4者以上の場合
7月22日（水）	プレゼンテーション及びヒアリング審査
後日	結果通知

4 参加資格

以下の資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成2

- 9年3月31日訓令甲第10号)の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
  - (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

## 5 審査方法

### (1) 審査委員会

受託候補者の選定に関する審査は、松本市が設置する受託候補者審査委員会が行う。

- (2) プレゼンテーション及びヒアリング時間の目安は40分とする。なお、プレゼンテーションは30分とする。

### (3) 審査基準

別紙「松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行事業評価検証業務委託評価基準書」のとおり

### (4) 評価方法

本プロポーザル参加事業者（以下「参加事業者」という。）から提出された企画提案書、プレゼンテーション資料及びヒアリングの内容について、(3)に示す審査基準に基づいて評価し、順位を決定する。このうち、第1順位の提案を行った参加事業者を受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には選定委員会において協議のうえ、技術評価の高いものを受託候補者として選定する。

ただし、技術評価審査の時点で全参加者が不採用となった場合には、参加表明又は指名した業者を対象に再提案を求めることがある。

また、選定委員会が本業務を実施しうる能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがある。

なお、参加事業者が1者の場合は、採点の結果、技術評価点の6割を超える場合、適切に業務を遂行できるか総合的に判断し、選定することとする。

### (5) 失格事項

次の要件に該当した場合は失格とする。

- ア 提案書提出期限に遅れた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ウ 委託上限金額を超える見積り金額を提案した場合
- エ 技術評価点の得点率が7割に満たない場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- カ その他不公正行為があったと認められる場合

### (6) 選定結果の通知

- ア 選定結果は、速やかに参加事業者へ通知する。
- イ 結果について、意義の申し立ては一切認めない。

## 6 応募書類の提出等

### (1) 本審査に関する質問

#### ア 質問締切日

令和8年6月15日（月）正午まで（必着）

#### イ 提出書類

質問書（様式第1号）

#### ウ 提出方法

電子メールにより提出し、担当者が受信したことを電話で確認する。

#### エ 提出先

松本市交通部公共交通課（担当：山崎・平林）

メール [k-koutsu@city.matsumoto.lg.jp](mailto:k-koutsu@city.matsumoto.lg.jp)

#### オ 回答

令和8年6月18日（木）までに、市ホームページに掲載する。

#### カ 留意事項

- ・軽微な確認事項を除き、電話等による質問は受け付けない。
- ・回答は、実施要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとする。

### (2) 参加表明書等の提出

#### ア 提出締切日

令和8年6月24日（水）正午（必着）

#### イ 提出書類

- ・参加表明書（様式第2号） 1部
- ・実施体制書（様式第3号） 1部
- ・会社経歴書（任意様式） 1部
- ・登記事項証明書（直近3カ月以内のもの。履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） 1部（写し可）
- ・印鑑証明書 1部（直近3カ月以内のもの。写し可）
- ・貸借対照表、損益計算書（直近1年分） 1部（写し可）
- ・納税証明書（直近3カ月以内のもの。申請者（本社）のみ。） 1部（写し可）  
国税：法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明  
市税：松本市に納税義務のある場合、滞納がないことの証明
- ・社会保険等の加入を称する書類 1部（写し可）

#### ウ 提出先

松本市交通部公共交通課（担当：山崎・平林）

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3033（直通）

#### エ 提出方法

提出先に郵送又は持参により提出する。

### (3) 企画提案書の提出

#### ア 提出締切日

令和8年7月8日（水）正午（必着）

#### イ 提出書類等

- ・企画提案書（任意様式）正本1部、コピー12部の合計13部  
電子データを格納したCD-ROM

- ・見積書（任意様式）

システム構築に係る経費、電話オペレーター費、乗降ポイント経費、システム使用・システム保守、その他に係る経費を詳細に記載すること。

#### ウ 提出先

松本市交通部公共交通課（担当：山崎・平林）

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3033（直通）

#### エ 提出方法

提出先に郵送又は持参により提出する。

## 7 企画提案書の内容

### (1) 実施方針

本業務の実施方針、案、プロセス案及び留意すべき事項について記載すること。

### (2) 業務の実施方法及び主要論点

仕様書に記載の事項に基づき、実施方法、実施提案、本業務の目的に照らし特に必要と考える主要論点について記載すること。

### (3) 業務スケジュール

業務のスケジュールを記載すること。

### (4) 業務実施体制

提出した実施体制書（様式3号）を基に、本業務の実施体制を記載すること。

### (5) その他

地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の業務実績があれば記載すること。

## 8 留意事項

### (1) 応募に関する留意事項

参加事業者は、松本市総合交通戦略、松本地域公共交通計画、松本地域公共交通利便増進実施計画、松本地域路線バス公設民営事業及びエリア一括協定運行事業を熟知していること。

#### ア 応募書類の取扱い

- ・応募者の提案は1件に限る。
- ・応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。
- ・参加事業者名は、契約締結後公開できるものとする。また応募書類は原則

非公開とする。

- ・提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできない。
- ・本市が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。
- ・本市が必要と認める場合、応募書類の提出後に、参加事業者にお問い合わせることがある。

#### イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

#### ウ 応募書類等の著作権

応募書類等の著作権は応募者に帰属する。

ただし、本市は、受託候補者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用するができるものとする。

エ 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

### (2) 応募書類作成に係る留意事項

#### ア 共通事項

- ・原則としてA4（縦横は問わない）
- ・文字サイズは、11ポイント以上を基本とする。
- ・応募書類作成の際に使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

#### イ 見積書（任意様式）

- ・見積書は、本業務の仕様書及び提案書に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載する。また、業務に係る積算内訳も明示すること。見積書は、封緘して提出する。
- ・見積書には、提案見積価格の110分の100に該当する額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- ・見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いる。  
【例】 ¥123,000-
- ・見積書の記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印する。ただし、金額の訂正は認めない。

## 9 契約の締結

選定結果の通知後、受託候補者と提案書に沿って契約内容についての協議を行い、契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

## 10 担当

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号（松本市役所東庁舎4階）

松本市交通部公共交通課

担当 山崎・平林

電話 0263-34-3033（直通）

メール [k-koutsu@city.matsumoto.lg.jp](mailto:k-koutsu@city.matsumoto.lg.jp)